

不正軽油の防止にご協力をお願いします！

○ 不正軽油とは

主に灯油やA重油を不正に混ぜたもの等を「軽油」と称して流通しているものです。

【不正軽油(製造)の主なパターン】

1. 軽油にA重油や灯油等を混ぜ不正軽油を製造し流通させる。
2. 軽油に灯油やA重油を混ぜたものに薬品等を混入して不正軽油を製造し流通させる。
3. A重油や灯油等を自動車用燃料として販売・消費する。

○ 不正軽油が引き起こす問題

1. 軽油引取税の脱税！

2. 大気汚染等！

排気ガスに含まれるPM(粒子状物質)や窒素酸化物(NO_x)が増え、人体や環境に悪影響を与えます。

また、エンジンや燃料システムのトラブルの原因になることがあります。

3. 公正な市場原理の阻害！

不正軽油が流通することで、石油製品販売業や運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害します。

○ 不正軽油に係る罰則

～ 不正軽油に関わる人はすべて罰せられます！ ～

1. 軽油引取税の脱税

軽油引取税を脱税すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。

なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が課されます。

(地方税法第144条の41)

2. 不正軽油の製造

知事による製造承認を受けずに軽油を製造すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。

(地方自治法第144条の33)

不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります。

(地方税法第144条の4)

3. 不正軽油を製造する者への原材料等の提供・運搬

不正軽油の製造に使われることを知りながら原材料(灯油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、7年以下の懲役、700万円以下の罰金が科されます。さらに法人には2億円以下の罰金が科されます。(地方税法144条の33)

4. 不正軽油の運搬・保管・購入・販売

不正軽油と知りながら運搬・保管・購入・販売すると、3年以下の懲役、300万円以下の罰金が科されます。さらに法人には1億円以下の罰金が科されます。

(地方税法第144条の33)

5. 検査の拒否

帳簿書類等の検査や採油、質問などを拒否すると、1年以下の懲役、50万円以下の罰金が科されます。

(地方税法第144条の12)

沖縄県が実施する調査へのご協力をお願いします！

沖縄県では、不正軽油の流通を発見するために、走行中の車両をはじめガソリンスタンドや給油施設を持つ運送業者等のタンクから軽油を抜き取り検査を実施しています。調査の趣旨をご理解いただき実施にご協力をお願いします。

不正軽油の製造・販売・消費などについて、 不審な業者や施設などの情報をお寄せ下さい！

【例】

- ・著しく安い価格の軽油を売り込んでいる業者がいる。
- ・購入した軽油の色や臭いがおかしい。
- ・安い軽油を買ったらエンジン等の調子が悪くなった。
- ・灯油や重油をトラックなどの燃料に使っているようだ。
- ・夜間や早朝に不審なタンクローリーが出入りが多い。

【連絡先】 沖縄県那覇県税事務所 軽油調査課税班

住所： 〒900-0029

那覇市旭町116-37 (沖縄県南部合同庁舎2F)

電話： 098-867-1756

FAX： 098-867-1460

不正軽油に ダメされるな!!

不正軽油は「他の軽油より安い」、「儲け話がある」などと
危険な誘惑とともに近寄ってきます!!



不正軽油は**犯罪**です!!

不正軽油は悪質な脱税行為です。
公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなります。

不正軽油とは？

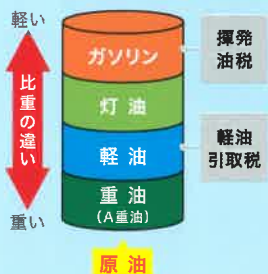
主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。

不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。

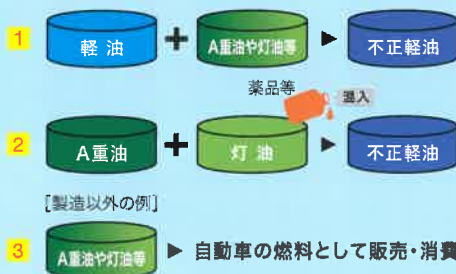
不正軽油に ダメされるな!!



燃料油の種類



不正軽油(製造)の主なパターン



不正軽油に関わる人はすべて罰せられます!!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。なお、**脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の41)



不正軽油を製造すると

知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。さらに製造した法人には**3億円以下の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の33)



不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると

不正軽油の製造に使われることを知って原材料(灯油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7年以下の懲役、700万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**2億円以下の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の33)



不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると

不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、**3年以下の懲役、300万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**1億円以下の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の33)



検査を拒否すると

帳簿書類等の調査や採油、質問などを正当な理由なく拒否すると、**1年以下の懲役、50万円以下の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の12)



不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります。

(地方税法第144条の4)

不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください!

- 市価に比べて異常に価格が安い。
- 廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。
- 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- 不審な業者から、燃料の売り込みがある。

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。